生化学工業株式会社

証券コード：4548

第70回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成28年6月21日（火曜日）午前10時

受付開始　午前 9時15分

開催場所

東京都千代田区大手町一丁目７番２号
大手町サンケイプラザ　４階ホール

（裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

郵送による議決権行使について

株主総会当日にご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送により、議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

行使期限：平成28年６月20日（月曜日）
午後５時到着分まで

目　次

第70回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 3
　第１号議案 剰余金の処分の件 …… 3
　第２号議案 定款一部変更の件 …… 4
　第３号議案 取締役５名選任の件 …… 6
　第４号議案 監査役１名選任の件 …… 11

（添付書類）
事業報告 …… 12
連結計算書類 …… 39
計算書類 …… 42
監査報告書 …… 45

証券コード：4548
平成28年５月30日

株主の皆さまへ

東京都千代田区丸の内一丁目６番１号
生化学工業株式会社
代表取締役社長　水　谷　　建

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月20日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1 開催日時	平成28年６月21日（火曜日）午前10時 受付開始　午前９時15分	
2 開催場所	東京都千代田区大手町一丁目７番２号 大手町サンケイプラザ　４階ホール （裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）	
3 株主総会の目的事項	報告事項	１．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第70期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役５名選任の件 第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をお持ちいただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方１名に委任する場合に限られます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに修正後の内容を掲載いたします。
- 当社は、法令及び定款第16条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類と当社ウェブサイトに掲載しております以下に掲げる事項で構成されています。
  ① 連結計算書類の連結注記表
  ② 計算書類の個別注記表
- 当社ウェブサイトアドレス　http://ir.seikagaku.co.jp/ja/stock/meeting.html

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元につきましては、１株当たり年間26円を基本とし、安定的かつ継続的な配当を目指す方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績、配当性向及び中長期的な事業成長等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

・当社普通株式１株当たり …… 13円

・配当総額 …… 738,459,579円

これにより、中間配当金（１株当たり13円）と合わせまして、年間配当は１株当たり26円、配当性向は57.3%となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月22日（水曜日）

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第22条第1項に定める役付取締役を一部変更するほか、現行定款第23条第1項に定める取締役会の招集権者をあらかじめ取締役会で定めた取締役に変更いたしたいと存じます。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、当該取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第27条第2項及び第34条第2項の一部を変更いたしたいと存じます。なお、現行定款第27条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（役付取締役および名誉会長、相談役、顧問） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ２．（記載省略）	（役付取締役および名誉会長、相談役、顧問） 第22条　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役各１名を選定することができる。 ２．（現行どおり）
（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集する。ただし、取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役社長がこれにあたるものとし取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたることができる。	（取締役会の招集） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	２．当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
２．前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとする。	３．第１項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとする。
（取締役の責任免除） 第27条　（記載省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の規定に定める金額とする。	（取締役の責任免除） 第27条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の規定に定める金額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
（監査役の責任免除） 第34条　（記載省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の規定に定める金額とする。	（監査役の責任免除） 第34条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項の規定に定める金額とする。

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（８名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社は、取締役会における審議の更なる活性化及び迅速な意思決定を推進するため、取締役会の構成を現行の8名から5名（うち社外取締役2名）体制に変更します。また、社外取締役の比率を高めることにより、独立的立場での経営監督機能の向上を図ります。

取締役候補者は次のとおりです。

【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	ミズ タニ ケン 水 谷 建	代表取締役社長	再任
2	ヤ グラ トシ ノリ 矢 倉 俊 紀	代表取締役専務取締役 管理部門・北米戦略室管掌	再任
3	ミヤ モト マサ オミ 宮 本 政 臣	常務取締役 研究開発本部長	再任
4	カタ ヤマ エイ ジ 片 山 英 二 社外取締役候補者	社外取締役	再任 独立役員
5	ハヤシ 林 いづみ 社外取締役候補者	社外取締役	再任 独立役員

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	ミズ タニ ケン 水 谷 建 （昭和23年３月10日生） 再任 当期における 取締役会出席状況 13回／13回（100%）	昭和45年 4 月　三菱化成工業株式会社（現 三菱化学株式会社）入社 昭和58年 9 月　同社 電子材料部部長代理 昭和63年 8 月　当社入社 平成 2 年 6 月　当社取締役 試薬・診断薬事業部長 平成 5 年 6 月　当社常務取締役 企画・生産担当 平成 8 年 6 月　当社常務取締役 医薬・機能化学品事業担当 平成 9 年 7 月　当社常務取締役 医薬・機能化学品・新規事業担当 平成 9 年11月　当社常務取締役 医薬・機能化学品・新規事業、ACC担当 平成10年 6 月　当社常務取締役 営業本部長 平成12年 6 月　当社常務取締役 中央研究所長 平成14年 6 月　当社代表取締役専務取締役 医薬・機能化学品・口腔ケア事業、グライコフォーラム管掌 中央研究所長 平成15年 6 月　当社代表取締役専務取締役 医薬・機能化学品・LAL戦略管掌 中央研究所長 平成16年 6 月　当社代表取締役専務取締役 研究・開発・機能化学品営業管掌 平成17年 6 月　当社代表取締役社長 平成26年 6 月　当社代表取締役社長 兼 生産本部長 平成27年 1 月　当社代表取締役社長（現在に至る） 〈重要な兼職の状況〉 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 理事長 〈選任の理由〉 企画・営業・研究開発を中心とした幅広い分野での経験から、社業全般に精通するとともに経営に関する高い識見を有し、重要事項の決定及び業務執行の監督に中心的な役割を果たしております。今後も取締役として経営の指揮を執り、企業価値向上に貢献することができるものと判断し、候補者といたしました。	351,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	ヤ グラ トシ ノリ 矢倉俊紀 （昭和22年8月7日生） 再任 当期における取締役会出席状況 13回／13回（100%）	昭和47年 4 月　株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入社 平成10年 7 月　株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）法人部長 平成13年 3 月　当社入社 平成13年 6 月　当社取締役 経営管理部長 平成16年 6 月　当社取締役 総務・経理管掌 経営管理部長 平成17年 6 月　当社常務取締役 総務・経理管掌 経営管理部長 平成18年 4 月　当社常務取締役 管理部門管掌 平成20年 6 月　当社代表取締役専務取締役 管理部門管掌 平成27年 5 月　当社代表取締役専務取締役 管理部門・北米戦略室管掌（現在に至る） 〈重要な兼職の状況〉 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 副理事長 〈選任の理由〉 企業経営に関する豊富な経験に基づいて高度な識見を有しており、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすとともに、当社の経営戦略展開に中核的な役割を果たしております。今後も取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することができるものと判断し、候補者といたしました。	34,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ミヤ モト マサ オミ 宮本政臣 （昭和25年3月9日生） 再任 当期における取締役会出席状況 13回／13回（100%）	昭和50年 4 月　武田薬品工業株式会社 入社 平成18年 6 月　同社 医薬開発本部長 平成22年 4 月　当社入社 常務執行役員 研究開発本部本部長代行 平成23年 6 月　当社常務取締役 研究開発本部長（現在に至る） 〈選任の理由〉 製薬業界において研究開発業務に長年従事し積み上げたノウハウは高度な水準であり、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たすとともに、グローバルな新薬開発を推進しております。今後も取締役としての職務を適切に遂行して企業価値向上に貢献することができるものと判断し、候補者といたしました。	17,900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	カタ ヤマ エイ ジ 片山英二 （昭和25年11月８日生） 社外取締役候補者 再任 独立役員 当期における取締役会出席状況 13回／13回（100%）	昭和59年４月　弁護士登録（現在に至る） 昭和59年４月　銀座法律事務所（現 阿部・井窪・片山法律事務所）入所（現在に至る） 平成 元 年８月　米国ニューヨーク州弁護士登録（現在に至る） 平成 9 年６月　当社社外監査役 平成16年６月　当社社外取締役（現在に至る） 〈重要な兼職の状況〉 阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 社外監査役 三菱商事ライフサイエンス株式会社 社外監査役 日本航空株式会社 社外監査役 株式会社アカツキ 社外監査役 〈選任の理由〉 弁護士として企業法務に精通しているほか、企業経営及び事業再生等に関する十分な識見を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、候補者といたしました。	29,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	ハヤシ 林いづみ （昭和33年８月20日生） 社外取締役候補者 再任 独立役員 当期における取締役会出席状況 9回／10回（90%） （平成27年6月就任後）	昭和61年４月　名古屋地方検察庁検事 昭和62年３月　弁護士登録（現在に至る） 昭和62年３月　ローガン・高島・根本法律事務所 入所 平成 5 年３月　永代総合法律事務所 入所 平成27年１月　桜坂法律事務所 入所（現在に至る） 平成27年６月　当社社外取締役（現在に至る） 〈重要な兼職の状況〉 桜坂法律事務所 パートナー 中央大学法科大学院 客員教授（戦略的特許ライセンス契約論） 株式会社海外需要開拓支援機構 社外取締役 内閣府 規制改革会議 委員 〈選任の理由〉 弁護士として企業法務に精通しているほか、知的財産権及び企業コンプライアンス等に関する十分な識見を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、候補者といたしました。	400株

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2．片山英二氏及び林いづみ氏は、社外取締役候補者です。
3．片山英二氏及び林いづみ氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって片山英二氏が12年、林いづみ氏が1年です。
4．当社は、株式会社東京証券取引所に対し、片山英二氏及び林いづみ氏を独立役員として届け出ております。なお、当社の「社外役員の独立性基準」につきましては、下記をご参照ください。
5．当社は、片山英二氏及び林いづみ氏を、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（買収防衛策）に定める独立委員会委員として選任しております。
6．当社は社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。
これにより、当社は片山英二氏及び林いづみ氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額です。なお、片山英二氏及び林いづみ氏の再任が承認された場合は、両氏と当社との間でそれぞれ当該契約を継続する予定です。

社外役員の独立性基準（要旨）

当社は、社外役員の独立性基準として、以下の項目のいずれにも該当しないことと定めています。

A．当社グループの業務執行者
B．直前事業年度における当社グループへの製品もしくはサービスの提供額が、当該会社等の連結売上高の２％以上である者またはその業務執行者
C．直前事業年度における当社グループからの製品もしくはサービスの提供額が、当社の連結売上高の２％以上である者またはその業務執行者
D．直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が当該団体の年間収入の２％以上の団体に所属する者）
E．直前事業年度において、当社グループから1,000万円以上の寄付を受けている者またはその業務執行者
F．直前事業年度末において、当社の10％以上の議決権を保有する株主またはその業務執行者
G．過去３年間において、上記（A）から（F）までのいずれかに該当していた者
H．上記（A）から（G）までのいずれかに掲げる者の二親等内の親族または同居親族
I．その他当社グループとの間に重要な利害関係があると判断される者またはその業務執行者

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役福本安志氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

氏　名 （生年月日）	略歴、当社における地位、重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
タケ　ダ　　トオル 竹　田　　徹 （昭和34年11月23日生） 新 任	昭和58年 4 月　株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入社 平成12年10月　株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入社 平成20年10月　みずほ信託銀行株式会社 総合リスク管理部長 平成24年 4 月　同社 常勤監査役 平成28年 4 月　当社入社 理事（現在に至る） 〈選任の理由〉 金融機関における勤務経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また前職において常勤監査役を務め監査実務に精通していることから、当社の監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、候補者といたしました。	0株

（注）１．竹田徹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．竹田徹氏が監査役に選任された場合、本定時株主総会第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、当社は同氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結する予定です。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額です。

以　上

事業報告（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期の売上高は、円安効果や海外医薬品の数量増により、前期と比べ4.9%増の309億6千2百万円となりました。

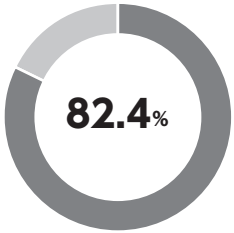
利益につきましては、高萩工場第５製剤棟の減価償却費や米国における腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603等の開発テーマ進展に伴う研究開発費が増加したことから、営業利益は10.0%減の21億4千4百万円となりました。経常利益は、受取ロイヤリティーが増加した一方で、期末にかけて円高が進行したことに伴う保有外貨建資産に関する為替評価要因などから12.7%減の35億円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期の税率低減要因が無くなったことなどにより税率が上昇し、29.4%減の25億7千8百万円となりました。

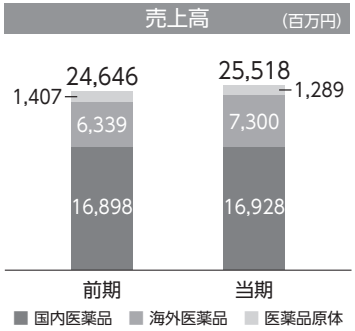
	第69期（平成27年３月期）	第70期（当期：平成28年３月期）	前期比増減	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	29,522	30,962	+1,440	+4.9%
営業利益	2,383	2,144	-238	-10.0%
経常利益	4,008	3,500	-507	-12.7%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,650	2,578	-1,072	-29.4%

【事業部門別の営業概況】

医薬品事業

売上高：25,518百万円







アルツディスポ® 関節注25mg

・国内医薬品（169億2千8百万円、前期比0.2%増）

関節機能改善剤アルツは、後発品使用促進の影響を受けたものの、販売提携先の拡販努力もあり、医療機関納入本数及び当社売上は微増となりました。

眼科手術補助剤オペガンは、厳しい競合環境が継続しており、医療機関納入本数、当社売上ともに微減となりました。なお、平成28年２月に眼科手術補助剤シェルガンの製造販売承認を取得し、現在、販売提携先と発売に向けた準備を進めています。



ジェル・ワン®（Gel-One®）

内視鏡用粘膜下注入材ムコアップは、平成28年４月からの販売提携先変更に伴う出荷増もあり、医療機関納入本数、当社売上ともに増加しました。

・海外医薬品（73億円、前期比15.1%増）

米国における単回投与の関節機能改善剤ジェル・ワンは、平成27年６月の販売提携先であるジンマー バイオメット社の合併に伴う営業体制拡充の効果が徐々に現れており、現地販売及び当社売上が引き続き増加しました。当社では同社の営業活動を支援するとともに、更なる製品認知度向上策を実施していきます。

５回投与の関節機能改善剤スパルツＦＸは、厳しい競合品攻勢が継続するなかで、販売提携先の拡販努力により、米国現地販売は前期並みとなりました。当社売上は、円安効果により微増となりました。

中国向けアルツは、政府による価格抑制策等の影響を受け、現地販売が減少に転じました。当社売上は、販売提携先が流通方針変更により在庫水準を高めたことに加え、円安効果もあり増加しました。

・医薬品原体（12億8千9百万円、前期比8.4％減）

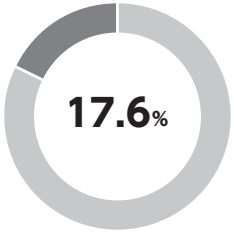
ヒアルロン酸の市場環境が厳しさを増しており、減少しました。

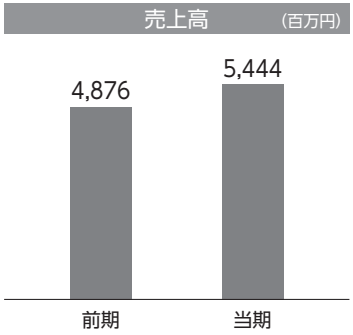
これらの結果、医薬品事業の売上高は255億1千8百万円（前期比3.5％増）となりました。

LAL事業

売上高：5,444百万円

売上高構成比







エンドトキシン測定用試薬

海外におけるエンドトキシン測定用試薬等が円安効果もあり増加し、売上高は54億4千4百万円（前期比11.7％増）となりました。

【研究開発活動】

当社は、専門分野としている糖質科学に研究開発の焦点を絞って、世界の人々の健康で心豊かな生活に貢献する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。今後の事業成長の鍵を握る新薬の早期かつ継続的な上市を実現するために、研究開発機能を強化するとともに、内外の糖質研究ネットワークの拡充に努めています。

当期における研究開発費の総額は、86億4千9百万円（対売上高比率27.9%）、平成28年3月末時点の研究開発要員数は総従業員数の33.3%にあたる221名となっています。

研究開発活動の主な進捗状況は、以下のとおりです。

・SI-6603（腰椎椎間板ヘルニア治療剤、開発地域：日本、米・欧）

日本では平成26年１月に厚生労働省へ製造販売承認申請を行いました。現在、審査が継続しており、平成29年3月期中の承認取得を目指します。

米国では平成27年７月に第Ⅲ相臨床試験における症例登録が完了し、現在、経過観察を行っています。また、承認申請時に必要となる安全性評価を主目的としたオープン試験を平成27年４月より欧州及び米国で実施しており、症例登録が順調に進んでいます。SI-6603は、コンドリアーゼという酵素で、腰椎椎間板ヘルニアの痛みの原因である神経の圧迫を軽減させる効果があり、椎間板への１回の注射で摘出手術による治療と同程度の効果を示すことが期待されています。

・SI-614（ドライアイ治療剤、開発地域：米・欧）

平成27年１月に第Ⅱ/Ⅲ相臨床試験が終了し、現在、取得したデータを基に次相試験について検討を行っています。SI-614は、ヒアルロン酸を独自の技術を用いて修飾した物質で、同剤を点眼することにより、ドライアイ患者の眼表面保護作用と角膜創傷治癒促進作用が期待されています。

・SI-613（関節機能改善剤、開発地域：日本）

平成28年１月に第Ⅱ相臨床試験における反復投与試験が終了し、現在、取得したデータの分析を実施しています。SI-613は、当社独自の薬剤結合技術を用いてヒアルロン酸と非ステロイド性抗炎症薬（NSAID）を化学結合した薬剤です。ヒアルロン酸による関節機能改善効果に加え、徐放されるように設計されたNSAIDの鎮痛・抗炎症作用を併せ持つことから、変形性ひざ関節症に見られる強い痛みや炎症を速やかかつ長期間にわたり改善することが期待されています。

・SI-657（アルツの腱・靭帯付着部症の適応症追加、開発地域：日本）

日本での第Ⅲ相臨床試験結果において、期待していた有効性を明確には見いだせなかったことから、平成28年２月に本テーマの開発を中止しました。

・SI-615（関節リウマチ治療剤・導入テーマ、開発地域：日本）

関節リウマチ治療剤の製品戦略等を総合的に考慮した結果、平成27年８月に本テーマのライセンス契約を終了しました。

(2) 設備投資等の状況

当社は、高い品質の医薬品を安定的に供給するための製造設備や、医薬品開発を中心とした研究開発設備等へ投資を行っています。

当期における設備投資額は19億7千5百万円であり、主に製造設備や研究開発設備の更新等に関するものです。

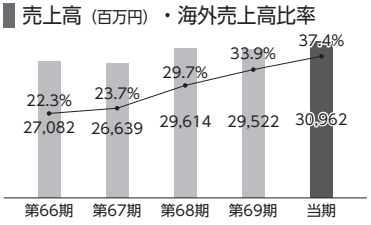
(3) 資金調達の状況

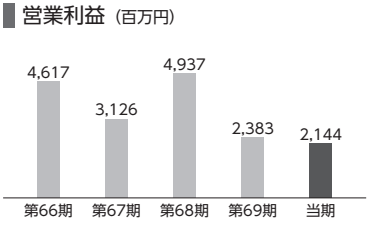
特記すべき事項はありません。

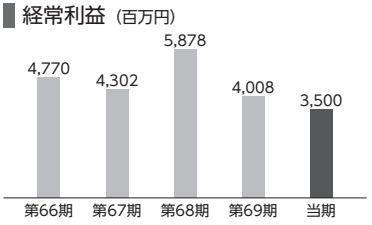
(4) 財産及び損益の状況の推移

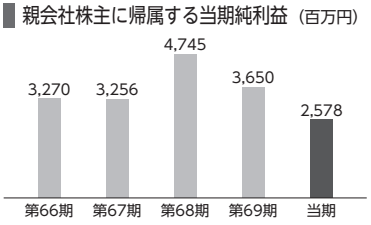
		第66期 (平成24年３月期)	第67期 (平成25年３月期)	第68期 (平成26年３月期)	第69期 (平成27年３月期)	**第70期** (当　期)
売　上　高	(百万円)	27,082	26,639	29,614	29,522	**30,962**
営 業 利 益	(百万円)	4,617	3,126	4,937	2,383	**2,144**
経 常 利 益	(百万円)	4,770	4,302	5,878	4,008	**3,500**
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益	(百万円)	3,270	3,256	4,745	3,650	**2,578**
１株当たり当期純利益	(円)	57.58	57.33	83.55	64.27	**45.39**
研 究 開 発 費	(百万円)	5,970	6,838	6,588	8,146	**8,649**
純　資　産	(百万円)	58,013	61,316	64,785	70,410	**69,815**
１株当たり純資産額	(円)	1,021.24	1,079.38	1,140.48	1,239.51	**1,229.05**
総　資　産	(百万円)	68,730	70,471	73,826	80,889	**80,218**
自己資本利益率（ROE）		5.7%	5.5%	7.5%	5.4%	**3.7%**

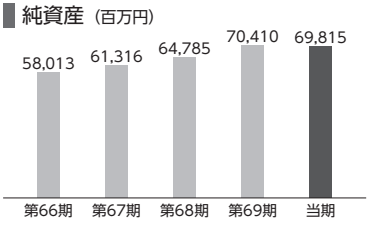
(注) １株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。

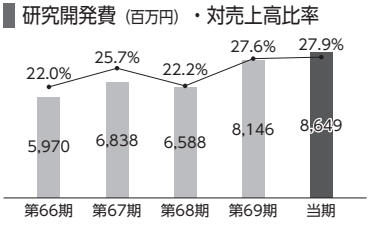












(5) 対処すべき課題

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は平成21年３月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

【生化学工業10年ビジョン】

・コンスタントなペースで新薬（医療機器を含む）を上市し、３年程度に１つ経営の柱となり得る市場を開拓できる実力を涵養する。
・糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として着実な成長を持続する。

【前中期経営計画（平成25年３月期～平成28年３月期）の総括】

平成21年4月より3ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第1ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、その成果と反省をもとに、平成24年4月から第2ステップとして4ヵ年の中期経営計画を策定しました。当計画のもと「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」を目標とし、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに努めてきました。

前中期経営計画期間中においては、国内では医療費抑制策が加速するなかで、関節機能改善剤市場が厳しさを増しており、アルツはシェアを増加させたものの、売上高は減少しました。一方で、海外医薬品は前提よりも円安基調で推移したこともあり、計画を上回りました。特に、戦略製品である米国の単回投与関節機能改善剤ジェル・ワンは、販売体制の確立に時間を要したことから緩やかな立ち上がりとなりましたが、着実に売上を伸ばしつつあります。LAL事業は米国子会社の売上拡大により、当社を支える柱のひとつに成長しています。

生産面においては、高萩工場第5製剤棟の稼働開始など、当期間中に取り組んできた複数の大型設備投資が完了し、中長期的な安定供給体制が整いました。

新薬開発では、複数のテーマを並行して開発する体制を構築しつつあり、諸テーマが開発後期段階へステージアップしました。腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603は、国内第Ⅲ相臨床試験で良好な結果を得て、平成26年1月に日本での承認申請に至りました。また米国で実施中の第Ⅲ相臨床試験も順調に進展しています。しかしながら、日本での審査が継続しており、承認取得には時間を要している状況です。

以上により、目標である「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」については、芽吹いた成果がある一方で、一部課題を残す結果となりました。

【新中期経営計画（平成29年３月期～平成31年３月期）の概要】

前中期経営計画で得られた成果と課題をもとに、10年ビジョンの最終ステップとして平成28年4月から始まる3ヵ年の新中期経営計画を策定しました。本計画では、重点地域とする米国での更なる販売拡大を図るとともに、腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の国内上市・米国承認取得や、既存製品の新市場への進出を目指します。また、そのために必要となるグローバル基準の生産・品質管理体制を強化します。

さらに、次世代の飛躍につながる創薬・育薬パイプラインの充実を図るために基盤技術を確立し、更なる成長に向けた強い研究開発組織を構築します。

＜キーコンセプト＞

・「ACT for the Vision ～10年ビジョンの達成と更なる飛躍～」
  Active spirit　：積極的な姿勢と
  Creative mind　：創造的な発想で
  Takeoff　　：飛躍していく

・事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し、『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残る。

＜重点戦略＞

① 腰椎椎間板ヘルニア治療剤SI-6603の確実な進展
  ・日本での上市と、適正使用を確保しつつ拡販を実現する。
  ・潜在市場規模の大きい米国での事業化を目指す。

② 変形性ひざ関節症市場におけるリーディングカンパニーとしての進化
  ・成長ドライバーであるジェル・ワンの米国売上拡大及び新規市場展開を推進する。
  ・製品改良等により、国内アルツの販売数量を維持する。
  ・次世代品となる関節機能改善剤SI-613の開発を推進する。

③ 開発パイプラインの充実
  ・糖質科学分野において他社を凌駕する基盤技術を保持し、探索研究を加速させ、持続的に開発テーマを創製する。
  ・臨床開発力の向上により、パイプラインのステージアップを着実に進展させる。

④ 最適な生産・品質管理体制の追求
  ・製品の安定供給に加え、更なる生産効率化の推進により、原価低減を実現する。
  ・規制動向に迅速に対応し得る、グローバル基準の生産・品質管理体制を強化する。

(6) 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会 社 名	所 在 地	資本金	出資比率	主要な事業内容
アソシエーツ オブ ケープ コッド インク	米国マサチューセッツ州 ファルマス	２千米ドル	100%	試薬の製造・販売等

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

部　門	主　要　製　品
医　薬　品	・ヒアルロン酸を主成分とする関節機能改善剤、眼科手術補助剤、内視鏡用粘膜下注入材 等 ・医薬品原体（各種医薬品用の原薬）等
L　A　L	・エンドトキシン測定用試薬 等

(8) 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

① 当　社

名　称	所　在　地
本　社	東京都千代田区
中央研究所	東京都東大和市
CMC研究所	東京都東大和市
久里浜工場	神奈川県横須賀市
高 萩 工 場	茨城県高萩市

② 連結子会社

会　社　名	所　在　地
アソシエーツ オブ ケープ コッド インク	米国マサチューセッツ州ファルマス

(9) 従業員の状況 (平成28年３月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

部　　門	従業員数	前期末比増減
医　　薬　　品	409名	12名増
L　　A　　L	178名	9名増
全　社　(　共　通　)	76名	7名減
合　　計	663名	14名増

(注) 上記の数値には、契約社員などの臨時従業員数は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
498名	5名増	40.3歳	13.5年

(注) 上記の数値には、契約社員などの臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成28年３月31日現在)

特記すべき事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

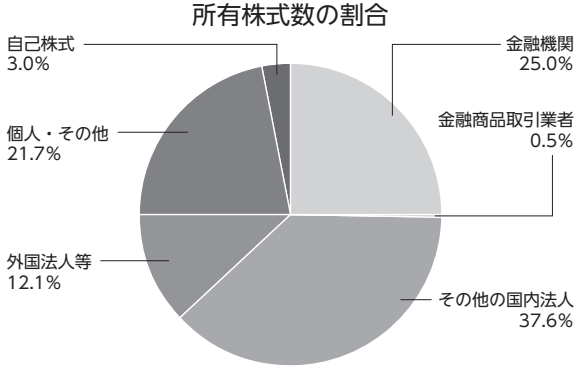
（1）発行可能株式総数　234,000,000株
（2）発行済株式の総数　58,584,093株
（3）株主数　11,914名
（4）大株主（上位10名）

順位	株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
1	新業株式会社	7,843	13.8
2	株式会社開生社	7,293	12.8
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,294	4.0
4	資産管理サービス信託銀行株式会社（みずほ信託退職給付信託みずほ銀行口）	1,973	3.5
5	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,844	3.2
6	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	1,834	3.2
7	株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,536	2.7
8	ビーエヌワイエムエル ノン トリーティー アカウント（常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行）	1,220	2.1
9	科研製薬株式会社	1,207	2.1
10	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1,061	1.9

（注）持株比率は自己株式（1,779千株）を控除して計算しております。

【ご参考】所有者別株式分布状況

内訳	所有株式数（千株）	所有株式数の割合（%）
金融機関	14,634	25.0
金融商品取引業者	313	0.5
その他の国内法人	22,036	37.6
外国法人等	7,093	12.1
個人・その他	12,726	21.7
自己株式	1,779	3.0



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当または主な職業
代表取締役社長	水谷　建	
代表取締役専務取締役	矢倉俊紀	管理部門・北米戦略室管掌
常務取締役	宮本政臣	研究開発本部長
常務取締役	大西和明	営業本部長
取締役	片山英二	弁護士
取締役	林いづみ	弁護士
取締役	石川愼一	生産本部長 兼 生産技術部長
取締役	芹沢　修	管理部門副担当 兼 経営管理部長
常勤監査役	福本安志	
常勤監査役	佐倉義幸	
監査役	竹内信博	公認会計士
監査役	柴田義人	弁護士
監査役	藤本美枝	弁護士

（注）１. 取締役片山英二氏及び林いづみ氏並びに監査役竹内信博、柴田義人及び藤本美枝の各氏は、それぞれ社外取締役、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
２. 監査役竹内信博氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 重要な兼職の状況及び兼職先と当社の関係（平成28年３月31日現在）

氏　名	重要な兼職の状況
水　谷　　建	公益財団法人水谷糖質科学振興財団 理事長
矢　倉　俊　紀	公益財団法人水谷糖質科学振興財団 副理事長
片　山　英　二	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 社外監査役 三菱商事ライフサイエンス株式会社 社外監査役 日本航空株式会社 社外監査役 株式会社アカツキ 社外監査役
林　い　づ　み	桜坂法律事務所 パートナー 中央大学法科大学院 客員教授（戦略的特許ライセンス契約論） 株式会社海外需要開拓支援機構 社外取締役 内閣府 規制改革会議 委員
竹　内　信　博	竹内公認会計士事務所 所長 公益財団法人水谷糖質科学振興財団 監事 株式会社大泉製作所 社外監査役 オールニッポン・アセットマネジメント株式会社 社外監査役
柴　田　義　人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー 株式会社セラヴィリゾート泉郷 社外監査役
藤　本　美　枝	ＴＭＩ総合法律事務所 パートナー 株式会社クラレ 社外監査役

（注）１．当社は公益財団法人水谷糖質科学振興財団に対して、糖質科学に関する研究促進のため寄付を行っております。
なお、同財団は当社の株式を保有しております。
２．当社と三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間では、証券代行業務等に関する取引があります。
３．その他、社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①退任

平成27年6月19日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって、監査役三富得司氏は辞任により退任いたしました。

②取締役の担当異動

氏　名	異動日	異動後	異動前
矢倉　俊紀	平成27年5月12日	代表取締役専務取締役 管理部門・北米戦略室管掌	代表取締役専務取締役 管理部門管掌
石川　愼一	平成27年6月19日	取締役 生産本部長 兼 高萩工場長 兼 生産技術部長	取締役 生産本部 高萩工場長
石川　愼一	平成27年9月1日	取締役 生産本部長 兼 生産技術部長	取締役 生産本部長 兼 高萩工場長 兼 生産技術部長

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（うち社外取締役）	9（2）	285（24）
監査役（うち社外監査役）	8（5）	65（20）
合　計（うち社外役員）	17（7）	351（44）

（注）1．上記には、平成27年６月19日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役３名を含んでおります。
2．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第61回定時株主総会において、年額４億円以内（うち社外取締役分は5,000万円以内）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成19年６月22日開催の第61回定時株主総会において、年額8,000万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

イ．当事業年度における主な活動状況

＜取締役会＞

当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。片山英二氏は13回中13回、林いづみ氏は10回中9回（平成27年6月就任後）出席し、それぞれ専門的立場から質問するとともに、必要に応じて助言を行っております。

ロ．責任限定契約の内容

当社は社外取締役各氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額です。

② 社外監査役

イ．当事業年度における主な活動状況

＜取締役会＞

当事業年度におきましては、合計13回の取締役会を開催しました。竹内信博氏は13回中13回、柴田義人氏は10回中10回（平成27年6月就任後）、藤本美枝氏は10回中9回（平成27年6月就任後）出席し、それぞれ専門的立場から質問するとともに、必要に応じて助言を行っております。

＜監査役会＞

当事業年度におきましては、合計14回の監査役会を開催しました。竹内信博氏は14回中14回、柴田義人氏及び藤本美枝氏は10回中10回（平成27年6月就任後）出席し、それぞれ専門的立場から情報の収集に努め、意見を表明することで当会の運営を担っております。

ロ．責任限定契約の内容

当社は社外監査役各氏との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める金額です。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．上記の②には、英文財務諸表の監査に係る報酬が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人（以下、「役職員」という）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任を果たすために、SKKグループコンプライアンス行動規範を定め、それを役職員に周知徹底させる。

② 社長を委員長、経営会議メンバーを委員とするコンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策を承認し、その実施状況を監督する。

③ 社内外の研修等を通じて役職員の知識を深め、コンプライアンスの意識を高める。

④ 役職員からの内部通報等を受け付けるため、外部の弁護士を含む複数の相談窓口を設置し、問題の早期発見・解決を図る観点から匿名相談にも対応する。

⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するとともに、反社会的勢力による不当要求を拒絶する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書（電磁的記録を含む）は、文書管理規定により保存及び管理する。

② 取締役は、上記の文書を常時閲覧できる。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営リスク管理規定を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。

② 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

③ リスク管理担当役員である管理部門管掌取締役を委員長、各部門の管掌役員を主たる委員とするリスク管理委員会を設置し、リスク予防施策を審議するとともに、重大な経営リスクが顕在化したときには、対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会を原則として毎月開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。

② 取締役会の効率化を図るため、常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会が決定した基本方針に基づき経営の重要な事項を審議、決定する。

③ 取締役会において中期経営計画及び単年度事業計画の策定、同計画に基づく部門毎の業績目標設定を行い、月次業績を管理する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社管理規定に従い関係会社統括部署を置き、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項その他の事項について当社への定期的な報告を求めるほか、重要事項については当社取締役会が承認する。

② 当社の取締役または管理職等である使用人を重要な子会社の非常勤取締役に選任し、業務執行状況を監督する。

③ 監査部は、定期的に当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告する。

④ 監査役は、定期的に子会社の調査を行い、その結果を社長に報告する。

⑤ 当社は、子会社の業務執行に係るリスクを把握するとともに、損失の危険の管理を行う体制を整備する。

⑥ 当社は、子会社のコンプライアンス体制の整備状況及び運用状況について指導・監督する。

(6) 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査の実効性を確保するため、必要に応じて監査部に監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役の職務を補助する使用人の選定、異動、評価、処分に関しては、監査役の同意を得る。

(8) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査の実効性を確保するため、監査役に、監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権を与えるとともに、当該補助使用人に対して、必要な調査権限・情報収集権限を付与する。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の役職員は、監査役に対して以下の報告をする。

イ．取締役会、経営会議等において経営の状況及び事業の遂行状況

ロ．法令・定款に違反する重大な事実、その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときはその事実

② 当社の役職員は、監査役に対して稟議書、経理伝票等会社の経営に関わる重要書類を回付する。

③ 子会社の役職員は、監査役に対し、子会社の業務執行及び子会社における課題等の状況について報告する。

④ 当社及び子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(10) 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行により発生する費用を支弁するため、毎年一定額の予算を設けるとともに、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役は相互の意思疎通を図るため、定期的に会合を持つ。

② 取締役は、監査役と監査部、子会社取締役、会計監査人等との意思疎通、情報の収集・伝達が適切に行われるよう協力する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

社長の指示の下、経理部及び監査部を主たる部門として、財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、運用する。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

コンプライアンス推進委員会を2回開催し、各推進施策の決定及び実施状況を監督するとともに、相談窓口制度の運用状況に関する報告を受け、同制度が適切に機能していることを確認しました。

推進施策としては、全従業員を対象とした、eラーニングによるコンプライアンス行動規範の理解度を高める教育及び規律意識向上を目的としたセルフチェックに加え、各部署におけるコンプライアンス指導の徹底を目的とした管理者向け研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図りました。

(2) リスク管理体制等に関する運用状況

リスク管理委員会を3回開催し、情報管理体制の見直しをはじめとした主要課題を審議するとともに、全社リスクの予防措置に関する進捗状況を確認し、リスク発生の未然防止に努めました。

また、電子データ取扱い方針の明確化を目的として文書管理規定を改定したほか、各部署におけるリスクと予防策を網羅したリスクマップを最新の状況に更新し、全社リスクの把握及び低減を図りました。

(3) 取締役の効率的な職務執行体制に関する運用状況

取締役会を13回開催し、重要事項の決定及び業務執行の監督を行いました。また、月ごとに業務執行状況報告を受け、中期経営計画及び事業計画に照らし、その進捗を管理しました。なお、取締役会において十分な審議を尽くせるよう、付議事項及び報告事項に関する資料を事前配布し、検討時間を確保しています。

経営会議は47回開催し、取締役会が決定した方針に基づき、業務執行上の施策を審議・決定したほか、経営上の問題点の把握及び対処方法の決定等を迅速に行いました。

(4) 子会社の管理に関する運用状況

関係会社管理規定等を改定し、子会社の業務が適正かつ効率的に行われることを確保するために、財務状況のほか、経営リスク及びコンプライアンスに関する重要な事項等について当社に対し定期的に報告する旨を定めました。月次で報告される経営状況及び財務状況は、監査役にも回付し、情報共有を図っています。

また、当社の使用人を米国子会社の取締役に選任し、同社の取締役会に出席させるなど、同社の業務が適正かつ効率的に遂行されるよう指導・監督を行いました。子会社の財務状況及び決算については、経理部が調査を行い、その結果を社長に報告しました。

(5) 監査役の職務執行に関する運用状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス推進委員会及びリスク管理委員会等の重要な会議に出席することにより、経営状況及び事業の遂行状況に関する報告を受け、必要に応じて質問・助言を行いました。

監査役会は、社長、会計監査人及び監査部とそれぞれ定期的な会合を行ったほか、年間計画に従い管掌役員や各部署長へのヒアリングを実施することにより、監査の有効性、効率性を高めることに努めました。

(6) 財務報告の信頼性確保に関する運用状況

内部監査部門である監査部が、各部署を対象とした内部監査を行い、財務報告の信頼性が確保されていることを確認しました。具体的には、各部署長への内部統制の有効性に関するヒアリングを行ったほか、重要な決裁書類及び経理伝票等を精査・検証し、その結果を社長及び監査役会に報告しました。

6 会社の支配に関する基本方針

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、研究開発型製薬企業であることから、事業成長の源泉である新しい医薬品の研究開発には、多大な時間を要するとともに長期にわたる継続的な資源の投下が必須です。したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、企業価値向上のための長期的な投資の必要性を十分理解いただき、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ安定的に確保、向上していくことを可能とする株主であることが望ましいと当社は考えています。

そもそも、上場会社の株主は株式市場での自由な取引を通じて決まるものであり、当社は、株式会社の支配権の移転を伴うような当社株式の大規模な買付行為も、これに応じるか否かの判断は、最終的には個々の株主の自由な意思に基づいて行われるべきであると考えています。

しかしながら、大規模な買付行為は、それが成就すれば、当社の経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社の企業価値又は株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を有していることから、当該買付行為を行う者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆さまが、当該買付行為により当社の企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難です。このため、当社は、以下を行うことは当社の取締役としての責務であると考えています。

（ⅰ）大規模な買付行為を行う者から株主の皆さまの判断に必要かつ十分な情報を提供させること

（ⅱ）大規模な買付行為を行う者の提案する経営方針等が当社の企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して、株主の皆さまの判断の参考として提供すること

（ⅲ）必要に応じて、当社取締役会が大規模な買付行為又は当社の経営方針等に関して買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社の経営方針等に関して当社取締役会としての代替的提案を株主の皆さまに提示すること

さらに、現在の日本の資本市場と法制度の下においては、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模な買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。したがって、当社は、大規模な買付行為を行う者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模な買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、当社の取締役としての責務であると考えています。

Ⅱ．基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 経営の中長期的な重点課題と施策

当社は、「独創、公正、夢と情熱」を経営綱領として掲げ、従来から取り組んでいる糖質科学を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、世界の人々の健康で心豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しています。また、製薬企業としての社会的使命及び責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しています。

医薬品産業の経営環境は、深刻化する医療財政の逼迫や国境を越えた企業の大型再編、創薬研究の技術革新とそれに伴う新薬開発競争の激化などにより、大きな変革期にあります。

このような状況のなか、当社は、平成21年３月に「生化学工業10年ビジョン」を策定し、糖質科学に研究開発の焦点を絞って、国際競争力を確立する『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として発展することを目指しています。

平成21年４月より３ヵ年の中期経営計画をスタートさせ、ビジョン達成に向けた第１ステップとして「基礎体力の養成と体制の構築」に取り組み、その成果と反省をもとに、平成24年４月から第２ステップとして４ヵ年の中期経営計画を策定しました。当計画のもと「10年ビジョン達成に向けた萌芽形成」を目標とし、研究・開発・生産・販売の各重点戦略に対して積極的な投資を行い、成果の芽を出すことに努めてきました。平成28年４月からは、最終ステップとして「ACT for the Vision ～10年ビジョンの達成と更なる飛躍～」をキーコンセプトとした３ヵ年の新中期経営計画をスタートさせ、事業環境の厳しさをはねのけ、10年ビジョンを達成し『グローバル・カテゴリー・ファーマ』として勝ち残ることを目指していきます。

「生化学工業10年ビジョン」及び中期経営計画については、本招集ご通知18～19ページ「(5)対処すべき課題」をご参照ください。

(2) コーポレート・ガバナンスの充実とコンプライアンスの徹底

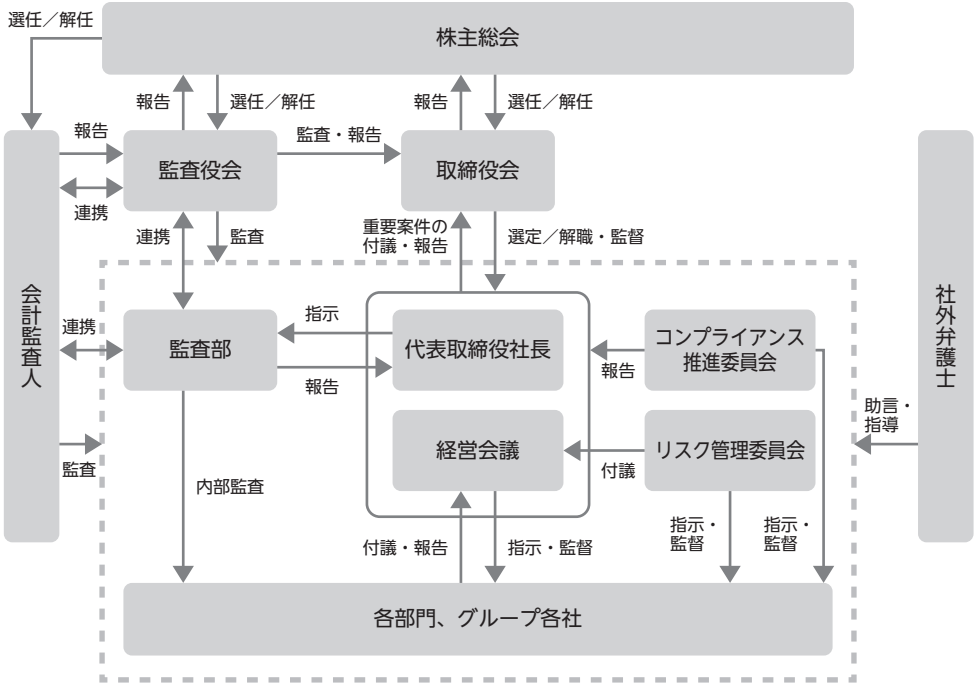
当社では、コーポレート・ガバナンスを最重要経営課題の一つと位置づけており、的確な情報収集、意思決定の迅速化と業務執行の監督機能強化を図っています。当社のコーポレート・ガバナンスに関する具体的な考え方、施策は以下のとおりです。

・取締役会の監督機能の強化を目的として、社外取締役２名を選任しています。
・経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の構築を目的として、取締役の任期を１年としています。

・取締役会の機能を意思決定と業務執行監督機能に限定し、業務執行機能を分離するため執行役員制度を導入しています。
・常勤取締役及び執行役員が参加する経営会議を原則毎週開催し、経営上の問題点の把握及び対処方法決定の迅速化を図っています。
・社内監査役２名、社外監査役３名の５名による監査体制を構築し、体制の強化に努めています。

また、社会的な倫理規範を加えたコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、コンプライアンス推進委員会を設置し、法令遵守等の徹底に努めています。

＜当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の概要＞



(3) 株主利益向上のための施策

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

さらに、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役、監査役を対象とした株価連動型報酬制度を導入しています。これにより、役員報酬と株主の皆さまの利益との連動性を一層向上させ、会社業績に対する経営責任を明確化し、株主価値の増大を推進しています。

Ⅲ．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応策（以下「本プラン」といいます。）を定めています。

(1) 大規模買付ルールの設定

① 株主の皆さま及び当社取締役会による判断を可能にするため、事前に当該大規模買付行為に関する必要な情報を提供いただくこと

② 当社取締役会が、当該大規模買付行為についての検討・評価等を行い、大規模買付者と交渉し、株主の皆さまに意見・代替的提案等を提示させていただくため、一定期間は大規模買付行為を行わないこととしていただくこと

(2) 大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する要件及び手続並びに内容

本プランは、当社が大規模買付行為に対して発動する対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）について、次のことを定めています。

① 対抗措置の発動要件として、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損するものである場合に限って発動しうること

② 対抗措置の発動手続として、原則、下記(3)の独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会の決議をもって発動すること。なお、対抗措置の必要性・相当性について株主意思を確認することが適切と判断される場合には、株主総会を開催することができる。

③ 対抗措置の内容として、新株予約権の無償割当てによること

(3) 独立委員会の設置

本プランは、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的な判断を防止するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者で構成される独立委員会を設置することを定めてい

ます。

なお、本プランは、平成20年６月20日開催の第62回定時株主総会においてご承認をいただきました。その後、平成23年６月21日開催の第65回定時株主総会及び平成26年６月24日開催の第68回定時株主総会において、それぞれ有効期間を３年とする継続のご承認をいただきました。その全文は、以下の当社ウェブサイトに掲載しております。

＊アドレス　http://www.seikagaku.co.jp/corporate/kaitsuke.html

Ⅳ．上記の取組みが基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ）について

上記Ⅱに記載した企業価値の向上のための取組みは、当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。したがって、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(2) 基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組み（上記Ⅲ）について

上記Ⅲに記載した本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として導入するものです。その導入・継続にあたりましては、当社株主総会において株主の皆さまの承認を得ることを条件としています。また、本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が満たされない限りは、対抗措置が発動されないように設定されています。さらに、当社取締役会は、対抗措置の発動に際して、対抗措置の発動の是非につき、独立委員会に諮問するものとされ、一定の場合には、株主の皆さまの意思を確認することとしています。

このように、本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める３原則「(ⅰ)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(ⅱ)事前開示・株主意思の原則、(ⅲ)必要性・相当性確保の原則」に適合しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

したがって、本プランは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

7 剰余金の配当等に関する方針

当社は、株主価値の向上を重要な経営課題の一つとして位置づけており、株主の皆さまへの利益還元を充実させるとともに、研究開発や生産体制整備等の事業投資にバランスよく取り組むことで持続的成長の実現を目指します。

株主還元につきましては、中長期的な視点に立ち、安定的かつ継続的な配当を目指し、1株当たり年間26円を継続する方針です。また、今後の事業展開や総還元性向を勘案しながら、自己株式の取得を適宜検討していきます。

（注）本事業報告に記載の金額及び株式数につきましては、それぞれ表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第70期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第69期 平成27年3月31日現在
（資産の部）		
流動資産	31,269	29,844
現金及び預金	7,511	8,575
受取手形及び売掛金	8,014	8,356
有価証券	5,755	3,936
商品及び製品	3,930	2,998
仕掛品	1,997	1,736
原材料及び貯蔵品	1,332	1,490
繰延税金資産	1,024	1,098
その他	1,708	1,655
貸倒引当金	△6	△2
固定資産	48,949	51,045
有形固定資産	24,668	25,928
建物及び構築物	12,186	12,654
機械装置及び運搬具	9,091	10,466
土地	932	999
リース資産	75	81
建設仮勘定	1,234	592
その他	1,148	1,133
無形固定資産	331	347
投資その他の資産	23,949	24,769
投資有価証券	23,185	23,106
長期貸付金	40	80
退職給付に係る資産	－	389
その他	771	1,280
貸倒引当金	△47	△87
資産合計	80,218	80,889

科目	第70期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第69期 平成27年3月31日現在
（負債の部）		
流動負債	6,691	6,361
支払手形及び買掛金	1,809	1,349
1年内返済予定の長期借入金	285	285
リース債務	34	34
未払金	3,209	3,592
未払法人税等	379	89
賞与引当金	602	602
災害損失引当金	－	16
その他	369	390
固定負債	3,711	4,117
長期借入金	428	714
リース債務	51	58
繰延税金負債	1,269	2,091
退職給付に係る負債	855	－
資産除去債務	37	36
その他	1,068	1,216
負債合計	10,403	10,479
（純資産の部）		
株主資本	66,439	65,339
資本金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
利益剰余金	59,379	58,277
自己株式	△2,081	△2,080
その他の包括利益累計額	3,375	5,071
その他有価証券評価差額金	3,682	4,479
為替換算調整勘定	579	624
退職給付に係る調整累計額	△885	△32
純資産合計	69,815	70,410
負債純資産合計	80,218	80,889

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第70期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	（ご参考）第69期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで
売上高	30,962	29,522
売上原価	12,871	12,130
売上総利益	18,091	17,391
販売費及び一般管理費	15,946	15,008
営業利益	2,144	2,383
営業外収益	1,465	1,722
受取利息	77	88
受取配当金	261	224
為替差益	－	546
投資有価証券売却益	446	388
受取ロイヤリティー	361	241
その他	317	232
営業外費用	109	97
支払利息	36	17
為替差損	25	－
固定資産除却損	11	78
減損損失	29	－
その他	5	2
経常利益	3,500	4,008
税金等調整前当期純利益	3,500	4,008
法人税、住民税及び事業税	721	501
法人税等調整額	200	△144
法人税等合計	922	357
当期純利益	2,578	3,650
親会社株主に帰属する当期純利益	2,578	3,650

連結株主資本等変動計算書（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,840	5,301	58,277	△2,080	65,339
当期変動額					
剰余金の配当			△1,476		△1,476
親会社株主に帰属する当期純利益			2,578		2,578
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,101	△0	1,100
当期末残高	3,840	5,301	59,379	△2,081	66,439

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	4,479	624	△32	5,071	70,410
当期変動額					
剰余金の配当					△1,476
親会社株主に帰属する当期純利益					2,578
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△797	△45	△852	△1,695	△1,695
当期変動額合計	△797	△45	△852	△1,695	△594
当期末残高	3,682	579	△885	3,375	69,815

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第70期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第69期 平成27年3月31日現在
（資産の部）		
流動資産	28,013	27,001
現金及び預金	6,236	7,569
受取手形	68	57
売掛金	7,592	7,953
有価証券	5,755	3,936
商品及び製品	3,514	2,668
仕掛品	1,360	1,079
原材料及び貯蔵品	1,131	1,325
前払費用	127	126
繰延税金資産	801	896
その他	1,426	1,387
固定資産	49,434	51,393
有形固定資産	22,980	24,470
建物	10,586	11,084
構築物	633	559
機械及び装置	8,741	10,097
車両運搬具	8	14
工具、器具及び備品	1,104	1,101
土地	888	955
リース資産	75	81
建設仮勘定	943	575
無形固定資産	318	329
ソフトウェア	294	327
その他	24	1
投資その他の資産	26,134	26,594
投資有価証券	23,160	23,081
関係会社株式	1,801	1,801
長期貸付金	40	80
長期前払費用	29	38
長期預金	500	1,000
前払年金費用	409	437
その他	242	242
貸倒引当金	△47	△87
資産合計	77,447	78,394

科目	第70期 平成28年3月31日現在	(ご参考)第69期 平成27年3月31日現在
（負債の部）		
流動負債	6,353	6,065
支払手形	1,188	726
買掛金	629	580
1年内返済予定の長期借入金	285	285
リース債務	34	34
未払金	3,136	3,544
未払費用	78	79
未払法人税等	334	82
前受金	4	2
預り金	46	47
賞与引当金	602	602
災害損失引当金	－	16
設備関係支払手形	11	63
固定負債	2,991	3,951
長期借入金	428	714
リース債務	51	58
繰延税金負債	1,404	1,925
資産除去債務	37	36
その他	1,068	1,216
負債合計	9,344	10,016
（純資産の部）		
株主資本	64,420	63,898
資本金	3,840	3,840
資本剰余金	5,301	5,301
資本準備金	5,301	5,301
その他資本剰余金	0	0
利益剰余金	57,360	56,836
利益準備金	705	705
その他利益剰余金	56,654	56,130
特別償却準備金	－	31
別途積立金	45,409	45,409
繰越利益剰余金	11,244	10,689
自己株式	△2,081	△2,080
評価・換算差額等	3,682	4,479
その他有価証券評価差額金	3,682	4,479
純資産合計	68,103	68,378
負債純資産合計	77,447	78,394

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第70期 平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで	（ご参考）第69期 平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで
売上高	26,824	25,992
売上原価	11,399	10,890
売上総利益	15,424	15,102
販売費及び一般管理費	14,229	13,592
営業利益	1,195	1,509
営業外収益	1,461	1,731
受取利息	2	1
有価証券利息	74	86
受取配当金	261	224
為替差益	－	566
投資有価証券売却益	446	388
受取ロイヤリティー	361	241
その他	314	222
営業外費用	103	95
支払利息	36	17
為替差損	21	－
固定資産除却損	10	76
減損損失	29	－
その他	4	1
経常利益	2,553	3,145
税引前当期純利益	2,553	3,145
法人税、住民税及び事業税	428	247
法人税等調整額	124	△160
法人税等合計	552	86
当期純利益	2,000	3,058

株主資本等変動計算書 (平成27年４月１日から平成28年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,840	5,301	0	5,301	705	31	45,409	10,689	56,836	△2,080	63,898
当期変動額											
特別償却準備金の取崩						△31		31	－		－
剰余金の配当								△1,476	△1,476		△1,476
当期純利益								2,000	2,000		2,000
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△31	－	555	523	△0	522
当期末残高	3,840	5,301	0	5,301	705	－	45,409	11,244	57,360	△2,081	64,420

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,479	4,479	68,378
当期変動額			
特別償却準備金の取崩			－
剰余金の配当			△1,476
当期純利益			2,000
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△797	△797	△797
当期変動額合計	△797	△797	△274
当期末残高	3,682	3,682	68,103

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

生化学工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝田雅也 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂東正裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、生化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、生化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

生化学工業株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　芝田雅也　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　坂東正裕　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、生化学工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

生化学工業株式会社　監査役会

常勤監査役　福 本 安 志 ㊞

常勤監査役　佐 倉 義 幸 ㊞

社外監査役　竹 内 信 博 ㊞

社外監査役　柴 田 義 人 ㊞

社外監査役　藤 本 美 枝 ㊞

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場　大手町サンケイプラザ（東京サンケイビル４階ホール）



交通

地下鉄　丸ノ内線、半蔵門線、大手町駅下車（Ａ４・Ｅ１出口直結）
東西線、千代田線、都営三田線の大手町駅もご利用いただけますが、
会場まで徒歩数分程度かかります。

ＪＲ線　東京駅丸の内北口より徒歩約７分

※駐車場料金は、株主さまのご負担となります。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。